

神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱

平成 29 年 1 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 11 条）
- 第 2 章 介護予防訪問サービス（第 12 条～第 50 条）
 - 第 1 節 基本方針
 - 第 2 節 人員に関する基準
 - 第 3 節 設備に関する基準
 - 第 4 節 運営に関する基準
 - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 第 3 章 生活支援訪問サービス（第 51 条～第 60 条）
 - 第 1 節 基本方針
 - 第 2 節 人員に関する基準
 - 第 3 節 運営に関する基準
 - 第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 第 4 章 介護予防通所サービス（第 61 条～第 80 条）
 - 第 1 節 基本方針
 - 第 2 節 人員に関する基準
 - 第 3 節 設備に関する基準
 - 第 4 節 運営に関する基準
 - 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イ及びロに規定する事業を行う事業者の指定基準、事業の人員、設備及び運営に関する基準等必要な事項を、介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法又は省令に定めるものの他、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防訪問サービス事業者 市が指定した介護予防訪問サービスを提供する事業者をいう。

- (2) 指定生活支援訪問サービス事業者 市が指定した生活支援訪問サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 指定介護予防通所サービス事業者 市が指定した介護予防通所サービスを提供する事業者をいう。
- (4) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (5) 第1号事業費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働省令で定める基準により算出した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に第1号事業に要した費用の額）をいう。
- (6) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (7) 地域包括支援センター等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。

（一般原則）

第3条 指定介護予防訪問サービス事業者、指定生活支援訪問サービス事業者及び指定介護予防通所サービス事業者（以下「総合事業指定事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 総合事業指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 3 総合事業指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 総合事業指定事業者は、指定介護予防訪問サービス事業者が行う介護予防訪問サービス（以下「指定介護予防訪問サービス」という。）、指定生活支援訪問サービス事業者が行う生活支援訪問サービス（以下「指定生活支援訪問サービス」という。）及び指定介護予防通所サービス事業者が行う介護予防通所サービス（以下「指定介護予防通所サービス」という。）を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（総合事業指定事業者の指定）

第4条 法第115条の45の5第1項の申請者は法人であるものとし、次の各号のいずれか

に該当するときは、市長は法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定をしてはならない。

- 1 暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。第 14 条、第 53 条及び第 63 条において同じ。)が当該法人の事業活動を支配するものであるとき。
- 2 申請者(当該申請に係る法人の役員等を含む。次号から第 5 号まで及び第 8 号から第 11 号において同じ。)が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 3 申請者が、法又は介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。)第 35 条の 2 各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 4 申請者が、政令第 35 条の 3 各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、保険料等(法第 70 条第 2 項第 5 号の 3 の保険料等をいう。以下この号において同じ。)について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 6 申請者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者(当該指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、総合事業指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該総合事業指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものを除く。
- 7 申請者が、法第 115 条の 45 の 9 の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定による指定介護予防訪問サービスの事業、指定生活支援訪問サービスの事業及び指定介護予防通所サービスの事業(以下「総合事業指定事業」という。)の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- 8 申請者が、法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第 115 条の 45 の 9 第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をするこ

とが見込まれる日として検査日から起算して 60 日以内の特定の日を市長が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に省令第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定による総合事業指定事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

- 9 前号に規定する期間内に省令第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定による総合事業指定事業の廃止の届出があった場合において、申請者が前号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- 10 申請者が、当該申請前 5 年以内に法第 23 条に規定する居宅サービス等又は総合事業指定事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 11 第 1 項から第 10 項に掲げるもののほか、法第 115 条の 45 の 5 第 1 項に規定する指定については、基準を満たした総合事業指定事業者であっても、当該総合事業指定事業者を指定することにより、神戸市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合において市長は、当該総合事業指定事業者の指定をしないことができる。

(指定の有効期間)

第 5 条 省令第 140 条の 63 の 7 の規定により市が定める期間は、次のとおりとする。

- 1 次の各号に掲げる以外の総合事業指定事業者 6 年
- 2 介護予防訪問サービス又は生活支援訪問サービスと法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護を神戸市内において一体的に運営(同一法人が同一建物において一体的に運営している場合をいう。以下同じ。)している指定事業者
指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該訪問介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間
- 3 介護予防通所サービスと法第 8 条第 7 項に規定する通所介護又は第 17 項に規定する地域密着型通所介護を神戸市内において一体的に運営している指定事業者の指定期間
指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該通所介護又は地域密着型通所介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(指定の更新)

第 6 条 法第 115 条の 45 の 6 の指定の更新に関する申請は、前条による期間に更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第 7 条 総合事業指定事業者は、総合事業指定事業を廃止し、又は休止しようとするとき

は、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
 - (3) 現に総合事業指定事業のサービスを受けている者に対する措置
 - (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- 2 総合事業指定事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の前1月以内に当該総合事業指定事業のサービスを受けていたものであって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業の提供を希望する者に対し、必要な事業が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメント等を行う地域包括支援センター、他の総合事業指定事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第8条 総合事業指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他事業種別ごとに次に定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 介護予防訪問サービス

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）
- オ 利用者の推定数
- カ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びにサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- キ 運営規程

(2) 生活支援訪問サービス

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）
- オ 利用者の推定数

カ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所並びに訪問事業提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

キ 運営規程

(3) 介護予防通所サービス

ア 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該申請に係る事業の一部を行う拠点を有するときは、当該拠点を含む。）の名称及び所在地

イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

オ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

カ 運営規程

キ 利用者等の定員

（事業再開時の事前協議及び届出）

第9条 総合事業指定事業者は、休止した当該事業を再開しようとするときは、その再開の前に市長と協議を行うよう努めなければならない。

2 総合事業指定事業者は、休止した当該事業を再開した時は、10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（公示）

第10条 市長は、次に掲げる場合には、当該事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の名称及び所在地、指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあってはその年月日、指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及び期間、サービスの種類を公示するものとする。

(1) 法第115条の45の3第1項本文の指定をしたとき。

(2) 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があったとき。

(3) 法第115条の45の9の規定により法第115条の45の3第1項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

第2章 介護予防訪問サービス

第1節 基本方針

第12条 指定介護予防訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第13条 指定介護予防訪問サービス事業者が介護予防訪問サービスを行う事業所（以下、「指定介護予防訪問サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士又は政令で定める者（介護保険法施行令第3条第1項第1号を準用する。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下、「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（平成24年3月13日厚生労働省告示第118号を準用する。）であつて、専ら指定介護予防訪問サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第

- 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、指定介護予防訪問サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第14条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 第1項に規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であつてはならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

- 第15条 指定介護予防訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定介護予防訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第16条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第34条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制、サービスの提供に当たって利用申込者が支

払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）その他の利用申込者の介護予防訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この項目において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、指定介護予防訪問サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の利用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護予防訪問サービスの事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 5 指定介護予防訪問サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問サービス事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供

を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第17条 指定介護予防訪問サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第18条 指定介護予防訪問サービス事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に指定介護予防訪問サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問サービスを提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定介護予防訪問サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第19条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第20条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、介護予防支援又は法第115条の45第1項第1号ニによる第1号介護予防支援事業（これに相当するサービスを含む。以下「介護予防支援等」という。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第21条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たっ

ては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第22条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）

第23条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供の開始に際し、利用申込者が、介護予防サービス・支援計画書（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画及び省令第140条の62の5第1項第1号に規定する第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）ごとに作成される計画をいう。以下同じ。）の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対して届け出ていないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該届出を行うこと等により第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供）

第24条 指定介護予防訪問サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問サービスを提供しなければならない。

（介護予防サービス・支援計画書の変更の援助）

第25条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必

要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第26条 指定介護予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第27条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供した際には、当該指定介護予防訪問サービスの提供日及び内容、当該指定介護予防訪問サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第28条 指定介護予防訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防訪問サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問サービスに係る介護予防訪問サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第29条 指定介護予防訪問サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介

護予防訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第30条 指定介護予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第31条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第32条 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第33条 指定介護予防訪問サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者（第13条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 指定介護予防訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化や指定介護予防訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (2の2) 地域包括支援センター等に対し、指定介護予防訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

- (3) サービス担当者会議への出席など、地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他介護予防訪問サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第34条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第35条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第36条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに、当該指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問サービスを提供しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修

の機会を確保しなければならない。

- 4 指定介護予防訪問サービス事業者は、適切な指定介護予防訪問サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 指定介護予防訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第37条 指定介護予防訪問サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定介護予防訪問サービス事業者は、当該指定介護予防訪問サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定介護予防訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定介護予防訪問サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定介護予防訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第38条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所の見やす

い場所に、第34条に規定する重要事項に関する規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第39条 指定介護予防訪問サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、当該指定介護予防訪問サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防訪問サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第40条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第40条の2 指定介護予防訪問サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等に対して、利用者に必要なサービスを提供するよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第41条 指定介護予防訪問サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第42条 指定介護予防訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の

内容等を記録しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う質の向上に関する調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から必要な指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問サービス事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

- 第42条の2 指定介護予防訪問サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問サービスの提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第43条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第43条の2 指定介護予防訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第44条 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第45条 指定介護予防訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防訪問サービス計画
- (2) 第27条第2項に規定する提供した具体的な介護予防訪問サービスの内容等の記録
- (3) 第31条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第43条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)

第46条 指定介護予防訪問サービス事業者は、事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 指定介護予防訪問サービス事業者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

(利用者の計画的な受入れ)

第47条 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者の計画的な受入れに努めるとともに、日々のサービスの提供に必要となる職員の配置に努めなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問サービスの基本取扱方針)

第48条 指定介護予防訪問サービスは、利用者の介護予防（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防訪問サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問サービス事業者は、指定介護予防訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問サービスの具体的取扱方針)

第49条 指定訪問介護員等の行う指定介護予防訪問サービスの方針は、第12条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されてい

る場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画を作成した際には、当該介護予防訪問サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防訪問サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防訪問サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防訪問サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問サービス計画の実施状況の把握（以下この項目において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問サービス計画の変更について準用する。

（指定介護予防訪問サービスの提供に当たっての留意点）

第50条 指定介護予防訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定介護予防訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限

り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 生活支援訪問サービス

第1節 基本方針

第51条 指定生活支援訪問サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービス（厚生労働省通知平成12年3月17日老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分について」2-0から2-6に定める生活援助全般をいう。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者等の員数）

第52条 指定生活支援訪問サービス事業者は生活支援訪問サービスを行う事業所（以下、「指定生活支援訪問サービス事業所」という。）ごとに利用者の数に応じて必要数の従事者および訪問事業責任者を置かなければならない。

2 前項の従事者は、介護福祉士、政令で定める者（介護保険法施行令第3条第1項第1号を準用する。）又は市が別に指定する研修の修了者等でなければならない。

3 第1項の訪問事業責任者は、従事者の中から必要数を配置するものとする。なお、訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（平成24年3月13日厚生労働省告示第118号を準用する。）でなければならない。ただし、指定介護予防訪問サービスと一体的に行う場合は、介護福祉士、政令で定める者（介護保険法施行令第3条を準用する。）又は市が別に指定する研修の修了者等であっても差し支えない。

4 指定生活支援訪問サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援訪問サービスの事業と指定訪問介護の事業又は指定生活支援訪問サービスの事業と指定介護予防訪問サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第5項まで又は当該要綱第13条第1項から第5項までに規定する基準を満たした上で、利用者の数に応じて必要数の従事者および訪問事業責任者を配置しなければならない。

（管理者）

第53条 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに専

らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活支援訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 第1項に規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

第3節 運営に関する基準

(運営規程)

第54条 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定生活支援訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(サービスの総合的な提供)

第55条 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の生活支援サービスを常に総合的に提供するものとし、特定の支援に偏ることがあってはならない。

(記録の整備)

第56条 指定生活支援訪問サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定生活支援訪問サービス事業者は、利用者に対する指定生活支援訪問サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第27条第2項に規定する提供した具体的な生活支援訪問サービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第31条に規定する市への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第43条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 57 条 第 15 条から第 33 条まで、第 36 条から第 44 条まで及び第 46 条から第 47 条までの規定は、指定生活支援訪問サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問サービス」とあるのは「指定生活支援訪問サービス」と、「訪問介護員」とあるのは「従事者」と、「サービス提供責任者」とあるのは「訪問事業責任者」と、第 33 条中「第 13 条第 2 項」とあるのは「第 52 条第 1 項」と、第 38 条中「第 34 条」とあるのは「第 54 条」と読み替えるものとする。

第 4 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定生活支援訪問サービスの基本取扱方針)

第 58 条 指定生活支援訪問サービスは、利用者の介護予防（旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定生活支援訪問サービス事業者は、自らその提供する指定生活支援訪問サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定生活支援訪問サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定生活支援訪問サービスの具体的取扱方針)

第 59 条 生活支援訪問サービス従事者の行う生活支援訪問サービスの方針は、第 51 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定生活支援訪問サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定生活支援訪問サービスの提供に当たっては、介護予防サービス・支援計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (3) 指定生活支援訪問サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行

うものとする。

- (4) 指定生活支援訪問サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (5) 訪問事業責任者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告するものとする。

(指定生活支援訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第60条 指定生活支援訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定生活支援訪問サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定生活支援訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定生活支援訪問サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第4章 介護予防通所サービス

第1節 基本方針

第61条 指定介護予防通所サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第62条 指定介護予防通所サービス事業者が、介護予防通所サービスを行う事業所（以下「指定介護予防通所サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所サービスの提供日ごとに、指定介護予防通所サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所サービスを

提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）指定介護予防通所サービスの単位ごとに、専ら指定当該介護予防通所サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定介護予防通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護従業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型サービス等基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所サービス又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定介護予防通所サービス事業所の利用定員（当該事業所において同時に指定介護予防通所サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定に関わらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所サービス事業者は、指定介護予防通所サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（第2項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所サービスに従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所サービスの単位の介護職員として従事することができるもの

とする。

- 5 前各項の指定介護予防通所サービスの単位は、指定介護予防通所サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所サービス事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、介護予防通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、又は指定地域密着型サービス等基準第20条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第63条 指定介護予防通所サービス事業者は、指定介護予防通所サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防通所サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 第1項に規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第64条 指定介護予防通所サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら指定介護予防通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所サービス事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。
- 5 指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所サービスの事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス等基準第22条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料の受領）

- 第65条 指定介護予防通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防通所サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 指定介護予防通所サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所サービスに係る介護予防通所サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - 3 指定介護予防通所サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
 - 4 指定介護予防通所サービス事業者は、第3項の費用の額に係る介護予防通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該介護予防通所サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第66条 指定介護予防通所サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防通所サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防通所サービス事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第67条 指定介護予防通所サービス事業者は、指定介護予防通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所サービスの利用定員
- (5) 指定介護予防通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第68条 指定介護予防通所サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所サービスを提供できるよう、指定介護予防通所サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所サービス事業者は、指定介護予防通所サービス事業所ごとに、当該指定介護予防通所サービス事業所の従業者によって指定介護予防通所サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所サービス事業者は、介護予防通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所サービス事業者は、全ての介護予防通所サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために

必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防通所サービス事業者は、適切な指定介護予防通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第69条 指定介護予防通所サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事業がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第70条 指定介護予防通所サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第71条 指定介護予防通所サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所サービス事業者は、当該指定介護予防通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所サービス従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防通所サービス事業所において、指定介護予防通所サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第71条の2 指定介護予防通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護予防通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防通所サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定介護予防通所サービス事業者は、指定介護予防通所サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防通所サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(介護予防通所サービスの運営方針等)

第72条 指定介護予防通所サービス事業者は、指定介護予防通所サービス事業所において、機能訓練その他必要なサービス又はこれに付随するものとして次に掲げるものを提供してはならない。

(1) 利用者に、射幸心をそそるおそれのある遊技を常時又は主として行わせることその他通常の日常生活を著しく逸脱すると認められる形態で遊技を行わせること。

(2) 遊技において疑似通貨（通貨に類する作用をなすものをいう。）を使用させることにより、利用者の射幸心を著しくそそり、又は依存性が著しく強くなるおそれのあるようにすること。

(指定介護予防通所サービス事業所の広告)

第73条 指定介護予防通所サービス事業者は、指定介護予防通所サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

2 前項の広告は、賭博又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくはこれに類する事業を連想させる名称又は内容であってはならない。

(事故発生時の対応)

第74条 指定介護予防通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所サービス事業者は、第64条第4項の指定介護予防通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第75条 指定介護予防通所サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 介護予防通所サービス計画書
 - (2) 次条において準用する第27条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第31条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第42条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第76条 第16条から第25条まで、第27条、第29条、第31条から第32条まで、第36条の2、第38条から第39条まで、第41条から第42条まで、第43条の2、第44条及び第46条から第47条までの規定は、指定介護予防通所サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「指定介護予防訪問サービス」とあるのは「指定介護予防通所サービス」と、「訪問介護員」とあるのは「介護予防通所サービス従業者」と、「第38条中」「第34条」とあるのは「第67条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所サービスの基本取扱方針)

第77条 指定介護予防通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所サービス事業者は、指定介護予防通所サービスの提供に当たり、単

に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防通所サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所サービス指定事業者は、指定介護予防通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所サービスの具体的取扱方針)

第78条 指定介護予防通所サービスの方針は、第61条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防通所サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所サービス計画を作成するものとする。
- (3) 介護予防通所サービス計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防通所サービス事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防通所サービス事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画を作成した際には、当該介護予防通所サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、介護予防通所サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- (9) 指定介護予防通所サービス事業所の管理者は、介護予防通所サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該介護予防通所サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所サービス計画の実施状況の把握（以下この項目において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定介護予防通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (11) 指定介護予防通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する介護予防通所サービス計画の変更について準用する。
- (13) 指定介護予防通所サービス事業者は、市が別に定めるところにより、指定介護予防通所サービス事業所において利用者の状態の維持改善に関する目標を設定し、サービス提供後に目標が達成されたか、内容が適切であったかを自己分析し、翌年度の取組内容を改善するとともに、これらを記載したレポート等を市に提出しなければならない。

（指定介護予防通所サービスの提供に当たっての留意点）

第79条 指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所サービス事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第80条 指定介護予防通所サービス事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 3 条第 3 項及び第 43 条の 2 (第 57 条及び第 76 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第 34 条、第 54 条及び第 67 条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 36 条の 2 (第 57 条及び第 76 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 37 条第 3 項 (第 57 条において準用する場合を含む。)及び第 71 条第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 68 条第 3 項の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。